

令和3年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和3年9月9日（木曜日）

○議事日程（第1号）

令和3年9月9日（木）午前10時開会

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 発議第 9号 | 尾鷲市議会基本条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決) |
| 日程第 4 | 議案第 47号 | 尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 48号 | 尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 49号 | 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 50号 | 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について |
| 日程第 8 | 議案第 51号 | 令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 52号 | 令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 10 | 議案第 53号 | 令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 11 | 議案第 54号 | 令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 議案第 55号 | 令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 56号 | 令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 57号 | 令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 58号 | 令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の |

処分及び決算の認定について

- 日程第16 議案第59号 尾鷲市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第17 議案第60号 尾鷲市都市計画マスタープランについて
(提案説明、審議留保)
- 日程第18 議案第61号 尾鷲市教育委員会委員の任命について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第22 報告第5号 専決処分事項の承認について(令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号)
(報告、質疑、討論、採決)
- 日程第23 報告第6号 令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の報告について
(報告、質疑)
- 日程第24 選挙第7号 三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

○出席議員(8名)

2番 小川公明議員	4番 西川守哉議員
5番 村田幸隆議員	6番 三鬼和昭議員
7番 内山左和子議員	8番 中村レイ議員
9番 中里沙也加議員	10番 仲明議員

○欠席議員(2名)

1番 南靖久議員	3番 濱中佳芳子議員
----------	------------

○説明のため出席した者

市 長 加藤千速君

副市長	下村新吾君
会計管理者兼会計課長	平山始君
政策調整課長	三鬼望君
政策調整課参事	西村美克君
総務課長	竹平專作君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	尾上廣宣君
税務課長	仲浩紀君
市民サービス課長	宇利崇君
福祉保健課長	山口修史君
環境課長	吉沢道夫君
商工観光課長	森本眞明君
水産農林課長	芝山有朋君
水産農林課調整監	丸茂亮太君
建設課長	内山眞杉君
水道部長	神保崇君
尾鷲総合病院事務長	佐野憲司君
尾鷲総合病院総務課長	高浜宏之君
教育長	出口隆久君
教育委員会教育総務課長	森下陽之君
教育委員会生涯学習課長	三鬼基史君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植前健君
監査委員	福本和行君
監査委員事務局長	野地敬史君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高芝豊
事務局次長兼議事・調査係長	北村英之
議事・調査係書記	相賀智恵

〔開会 午前 9時59分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより、令和3年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和3年第3回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」をはじめとする議案15件、諮問第2号から第4号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問3件と報告第5号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号）」について及び報告第6号「令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の報告について」の報告2件を提出させていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、1番、南靖久議員と3番、濱中佳芳子議員は、所用のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、7番、内山左和子議員、8番、中村レイ議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から10月4日までの26日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から10月4日までの26日間に決定いたしました。

次に、日程第3、発議第9号「尾鷲市議会基本条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

10番、仲明議員。

[10番(仲明議員)登壇]

10番(仲明議員) 発議第9号「尾鷲市議会基本条例の一部改正について」、提案説明をいたします。

尾鷲市議会基本条例第9条、議決事件の拡大につきましては、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項を規定したものであり、それぞれの計画等について議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映するためのものがございます。

第2号、都市マスタープランにつきましては、本市の都市づくりの理念、基本方針である将来都市像やまちづくりの考え方を明らかにし、本市の都市計画、まちづくりの総合的な指針となるものがございます。

今回、当該プランがそのような都市計画、まちづくりの指針であることが市民皆様から、より理解されやすいようにという判断の下、尾鷲市議会基本条例第9条第2号、都市マスタープランにつきましては、名称に「計画」を加え、都市計画マスタープランに改正する提案をするものがございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(三鬼和昭議員) 以上で提案説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第3、発議第9号「尾鷲市議会基本条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」から、日程第17、議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」までの計14議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました14議案につきまして、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、令和3年第3回定例会の開会に当たり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されており、三重県においては、先月20日からまん延防止等重点措置、27日からは緊急事態宣言が適用され、ますます予断を許さない事態が続いております。

県内の感染状況といたしましては、全国同様、感染力が強く重症化しやすいと言われている変異株への置き換わりが進んでおり、8月以降は新規感染者数が急増し、先月26日は500人を超えるといった、これまでにない感染状況が続いております。9月に入り、県内においては、多少、感染者数は減少しつつあるものの、まだまだ予測不能の状況が続いております。

そして、政府は、今月12日まで発令中の緊急事態宣言を、三重県を含め、今月30日まで延長する方向で調整し、本日決定される予定になっております。

このような中、基本的な感染予防対策は、変異株においても従来型と同様、三つの密の回避、マスクの着用、手洗い等であり、市民の皆様にはワクチンの接種の有無にかかわらず、感染予防対策を徹底していただくことに加え、日中を含め

た不要不急の外出の自粛、県境をまたぐ移動、特に緊急事態措置やまん延防止重点措置が実施されている地域や、県内においても感染拡大地域との間での不要不急の往来の自粛について御協力をいただきますよう、お願いしているところでございます。

また、主に発症予防や重症化予防に効果がある新型コロナウイルスワクチンにつきましては、65歳以上の方の接種に続き、7月中旬より16歳から64歳以下の方を対象とした集団接種及び医療機関での個別接種を開始しており、現在順調に進めております。また、12歳から15歳の方につきましては、先月上旬に接種券を発送し、順次、個別接種を開始いたしております。

そのような状況の中で、昨日8日現在、接種対象者の約81%の方、人数にして1万3,000人以上の方が1回目の接種を終えております。また、2回目の接種を終えた方は、現在、約64%の1万300人で、今月12日、19日に予定しております集団接種により、新たに2,060名の方が終えることになり、これにより、約1万2,400名の方が接種を完了いたします。

最終的に、ワクチン接種を希望される全ての方が10月中に接種を終えることを目指し、鋭意進めてまいります。

次に、財政健全化の取組についてであります。

本市の財政状況は、人口減少、少子高齢化に加え、中部電力尾鷲三田火力発電所の事業廃止等の影響を受け、主な自主財源である市税収入が年々減少傾向にあります。

一方、地方交付税については、本年度当初予算において、国勢調査人口の減少による普通交付税の減額を見込んでいたものの、国の政策による基準財政需要額の増加額が国勢調査人口の減少影響額を大幅に上回ったこと等により、予算額を大きく上回る結果となりました。

このことから、今補正後の財政調整基金残高は11億9,885万7,000円、基金総額では21億4,446万7,000円となる見込みであります。

しかしながら、一時的な基金の増加をもって財政の健全化を判断できるものではなく、本市の財政は、国の動向に大きく左右される依存体質であることに変わりはありません。

したがって、今後につきましても、将来の投資計画を踏まえた中期的な財政収支を見通した上で、財政健全化の取組を引き続き着実に進めていく必要があると考えているところであります。

御承知のとおり、本市においては新しい人の流れの創出、産業の振興、雇用の促進、防災減災対策、福祉、教育環境の充実、公共施設の老朽化対策など、取り組まなければならない行政課題が山積している状況であります。これらの政策を一つずつ着実に推進していくため、今後も、私自身が先頭に立ち、より一層の行財政改革を進め、効率的、効果的で持続可能な行財政運営に努めてまいり所存であります。

次に、第7次尾鷲市総合計画の策定についてであります。

昨年度から本年5月までの間、5回の尾鷲市総合計画審議会を開催させていただき、第7次尾鷲市総合計画における基本構想、施策分野などについて活発な御議論をいただきました。

そして、先月11日に第1回の審議部会を開催させていただき、令和4年度から令和8年度までの前期基本計画案について、審議会委員である市民の皆様と行政とが一体となり、まちの将来像を実現させるがために具体的な議論が始まりました。

先月26日、27日に予定しておりました第2回の審議部会は、新型コロナウイルス感染症の市内での感染者数が増加を続けており、その現状を踏まえ延期とさせていただきますが、今後の市内での感染状況を見極めながら、随時、開催していきたいと考えております。

今回の第7次総合計画策定に当たりましては、多くの市民の皆様からの御意見を頂戴するために、市ホームページにおいて各種資料、審議会での配付資料や議事録など積極的な情報開示を行っており、策定過程の見える化を図るとともに、実現性、実効性があり、かつ、皆様に理解が得られる分かりやすい計画を策定していきたいと考えております。

策定に当たりましては、市民の皆様をはじめ、議員の皆様、関係者の皆様の御協力と忌憚のない御意見をお願い申し上げるところであります。

次に、おわせSEAモデル構想についてであります。

平成30年の中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止を受け、同年5月に中部電力と「中部電力が所有する尾鷲三田火力発電所用地の有効活用について、本市と中部電力が相互に協力し、共存共栄の理念に基づき地域の活性化に努める」とした二者協定を締結いたしました。

そして、用地の活用について、より具体的に検討を進めるため、8月に尾鷲商工会議所とオブザーバーに三重県、三重大学を迎え、おわせSEAモデル協議会

を設立いたしました。

それから3年が経過する中、約19万坪という広大な跡地におけるおわせSEAモデル構想実現に向け、鋭意、企業誘致活動などの取組を進めているところがあります。

現在の進捗状況といたしましては、さきの第2回定例会での一般質問でお答えさせていただいたとおり、それぞれのプロジェクトにおいて、スポーツ振興ゾーンの測量と基本計画策定、木質バイオマス発電事業の事業化に向けた取組、陸上養殖事業に向けた実証実験などを着実に進めているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況下にあっても、その時々状況に応じて、面談やリモートによっておわせSEAモデル協議会の定期会合を設けており、相互の事業進捗の共有、継続した企業誘致活動などの協議を重ねているところであります。

事業進捗につきましては、その都度、行政常任委員会において共有させていただきますので、この一大プロジェクト成功のため、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

日本を取り巻く森林は木材価格の低下、後継者不足が顕著であり、不明森林の増加に伴う荒廃が進むなど、国土、環境保全の観点からも林業の振興と森林保全活動の一体的な推進は不可欠となっております。

こうした中、ヤフー株式会社から日本初となるカーボンニュートラルをテーマにした企業版ふるさと納税の対象となる事業の募集があり、本市でも参画の意思を示し、林業を含めた森林保全について脱炭素という新たなアプローチから維持、再生させる仕組みづくりを目指した事業の推進をテーマに応募しました。そして、数々の審査を受け、最終プレゼンでは、私も本市としての思い、考えを訴えさせていただき、既に報道されているとおり、その第一弾となる寄附先として、本市を含む8自治体が採択されたものでございます。

国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、これに伴い、2030年度には二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減目標が46%に引き上げられ、全国の企業等では企業活動にて排出される温室効果ガスを削減、もしくは吸収するための排出量取引が必要となっております。

本市におきましては、まずは市有林において持続可能な国際森林認証であるF

S C 認証と、江戸時代から続く伝統的な尾鷲ヒノキ林業の継承を目的とした日本農業遺産の二つの強みと、木育などの自然体験プログラムによる学びとを組み合わせ脱炭素の仕組みを構築すべく、取組を進めてまいります。

今回、ヤフー株式会社という全国ブランドの企業から御寄附を賜ったことにより、本市の森林における脱炭素の取組が全国に周知されましたが、本市の林業事業につながるビジネスチャンスと捉え、PR活動等を通じ、積極的に事業推進に取り組んでいきたいと考えております。

そして、本事業は、本年度で終了するものではなく、事業性に鑑み、継続するものと聞いており、2050年に向けてのカーボンニュートラルの実績を積み重ね、さらには、次の世代をつくり支えていく今の子供たちに尾鷲の森林での自然体験、環境学習をする場所と機会の創出につなげていきたいと考えております。

詳細につきましては関連する予算を計上しておりますので、予算内容と合わせて行政常任委員会において説明させていただきます。

次に、認定こども園の設置についてであります。

認定こども園の設置に向けた経過といたしましては、本市からの認定こども園の設営、運営についての申入れに対して、社会福祉法人尾鷲民生事業協会から同意をいただき、現在、来年4月に第四保育園を幼保連携型の認定こども園として移行することを目指し、県への認可申請に向けての取組を進めるとともに、本年10月には認定こども園の園児の募集を開始する予定であります。

また、本市の幼児教育を認定こども園で実施するに当たりましては、子育て中の保護者の皆様へのアンケートや、議員の皆様からいただいた御意見を参考にしながら、教育・保育の目標設定や内容について教育委員会が主体となり取組を進めております。

そして、先月には尾鷲第四保育園の保護者説明会や、子育ての専門的な立場の方や、子育て世代の代表の方で組織された子ども子育て会議を開催し、認定こども園について御意見をいただいたところでございます。

今後も教育委員会、福祉保健課、そして尾鷲民生事業協会の3者が連携し、様々な協議を行いながら、本市にとってよりよい認定こども園ができるよう取り組んでまいります。

次に、三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止についてであります。

三重とこわか国体・三重とこわか大会につきましては、主催する三重県や日本スポーツ協会など四者において、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、開

催は困難であると判断され、中止が合意されました。

そして、四者の合意を受け、日本スポーツ協会国体委員会で最終的に三重とこわか国体の中止が決定されました。

本市におきましては、オープンウォータースイミングの競技開催に向け、鋭意準備を進めてまいりましたが、開始2週間前に中止が決定され、これまで準備をされてきた選手、関係者の皆様と同様、私といたしましても大変残念至極に思っております。

しかしながら、全国及び県内での新型コロナウイルスの驚異的な感染拡大を受けての結果であり、やむを得ないことではありますが、これまで多大な協力を賜りました競技団体などの関係機関、地域の方々やボランティアの皆様など、関係者の御労苦に対して深謝申し上げる次第であります。

次に、都市基盤整備についてであります。

昨年度から進めてきております尾鷲市都市計画マスタープランの見直しにつきましては、庁内検討委員会を4回、策定委員会を3回、地域別構想検討会を2回開催し、また、議員の皆様からも御意見をいただき、先月24日には第2回目の尾鷲市都市計画審議会を開催し、本マスタープランの見直しについて審議をしていただき、承認されたことを報告させていただきます。

また、本定例会において、都市計画審議会で承認された内容を議案として上程させていただきます。

次に、主要な都市基盤整備事業についてであります。

平成24年度には、近畿自動車道紀勢線の一部として、南海トラフ巨大地震時における広域的防災に資する高規格道路として着手されました、一般国道42号熊野尾鷲道路（Ⅱ期）事業が完成し、先月29日に開通を迎えることができました。これもひとえに国、県をはじめ、関係者の皆様方の御支援と御協力のたまものと深く感謝しております。

当地域にとって、近年の激甚化、頻発化、広域化する災害等に対応するべく、災害に強い道路ネットワークの整備が必要であり、近畿自動車道紀勢線の未開通区間の整備について、東紀州5市町において引き続き要望活動を行い、高規格道路のミッシングリンクの解消及び一般国道とのダブルネットワーク化による道路ネットワークの機能強化を進めていきたいと思っております。

また、一方で、尾鷲北インターと南インターが直結することで、国道42号の通行量が減少するという懸念がある中、市域活性化策を早急に具現化していかな

ければならないと考えております。

次に、ふるさと納税事業についてであります。

ふるさと納税事業につきましては、平成29年度以降、毎年増加を続けており、令和2年度は寄附件数2万6,727人、寄附金額4億328万8,301円となっております。

昨年度、寄附額が増加した要因はたくさんありますが、その中で、返礼品として、尾鷲の地場産品の魅力が寄附者に伝わったものと確信しております。

今後も返礼品の魅力をしっかり伝えるとともに、事業者の皆様と共に、新規返礼品の開発や新しいマーケットの開発など、積極的に取り組んでまいります。

さらには、本市に御寄附をしていただき、尾鷲を知っていただいた方々との関係を深めることで、継続的に関係人口の創出拡大に向けた取組を行い、また、頂戴した寄附者の願いや思いをしっかりと受け止め、寄附金の使い道を御寄附していただいた方々にきちんと報告することで、共感を生み、尾鷲市版ふるさと納税事業の特色を大いに発信するなど、寄附者のニーズを正しく把握し、さらに力を結集し取り組んでまいります。

次に、定住移住についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大により、テレワークや企業のオフィス縮小や分散化など、新型コロナウイルス感染拡大によるニューノーマルを背景にした新しい働き方や地方移住を考える人が増加しております。

コロナ禍での移住促進といたしましては、コミュニケーション型移住ウェブサイトやオンラインツールを活用し、情報発信や移住サポートを実施していくとともに、本市への定住移住の裾野を拡大していくために、2万人をはるかに超えるふるさと納税寄附者や観光などで訪れる交流人口に対し、地域との関係性をさらに深めた関係人口を創出していく仕組みの構築を進めてまいります。

次に、尾鷲総合病院の経営改善についてであります。

尾鷲総合病院の経営につきましては、令和元年度から療養病棟を地域包括ケア病棟に転換し、令和2年度からDPC制度の導入など新たな取組を行い、病院改革を積極的に取り組んだ結果、一定の成果が出てきております。

しかし、地域における人口減少に伴う患者数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり入院病棟の稼働率も低下しており、経営状況はまだまだ厳しい状況にあります。

一方、新型コロナウイルス感染症に対し、尾鷲総合病院職員の日々の感染対策

や陽性患者の受入れ等、リスクと隣り合わせの中での努力により、空床確保の補助金が交付されたため、2年連続黒字を計上することができ、資金不足についても解消することができました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、非常に厳しい経営状況ではありますが、尾鷲総合病院新改革プランの計画に即し、医療機器の更新や整備を行い、充実した地域医療が提供できるよう努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策を十分に実施し、皆様が安心して尾鷲総合病院を受診できるよう取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」から、議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」までの14議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されたことに伴い、尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を廃止し、対象となる業種の用に供する施設・設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、4ページの議案第48号「尾鷲市個人情報保護条例及び尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことによるものと、同法第19条に第4号として新たに1号を追加されたため、同条を引用している条文を改正するものであります。

次に、6ページの議案第49号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正により、固定資産税の特別措置の期間が2年間延長されたものと、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の改正により、引用している条文を改正するものであります。

次に、8ページの議案第50号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」から、11ページの議案第53号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案について一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第8号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で6億9,006万6,000円、国民健康保険事業会計で4,213万9,000円、後期高齢者医療事業会計で549万6,000円をそれぞれ追加、病院事業会計では、歳入で4億6,060万8,000円、歳出で1,688万2,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を195億5,788万9,000円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

なお、今回の一般会計補正予算には、市長改選後のいわゆる肉づけ予算が一部含まれております。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

10款地方交付税は、普通交付税の額の確定により、3億8,058万4,000円を増額するものであります。

増額の主な要因は、当初予算においては、令和2年度国勢調査による人口減少の影響等を踏まえ、臨時財政対策債との合算額で前年度比約1億円の減額を見込んでおりましたが、本年度の算定において、地域デジタル社会推進費が新たに算入されたことや、各算定項目において単位費用及び補正係数が増加したことなどにより、人口減少影響額を大幅に上回る増額があったことが主な要因であります。

14款国庫支出金278万円の増額は、各保育園等の新型コロナウイルス感染症対策用消耗品等の購入に対する保育対策総合支援事業費補助金114万6,000円及び避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金110万円の追加が主なものでございます。

15款県支出金62万3,000円の増額は、大曾根浦漁港西網干場舗装工事に対する県単漁港改良事業補助金120万円、三重県海岸漂着物等対策事業補助金160万円のそれぞれ追加、森林環境保全直接支援事業補助金285万7,000円の減額が主なものであります。

16 款財産収入 6 4 2 万 2, 0 0 0 円の増額は、立木売払収入であります。

17 款寄附金 2, 6 6 0 万円の増額は、Y a h o o ! J A P A N 地域カーボンニュートラル促進プロジェクトにおいて採択されたみんなの森プロジェクト事業に対する同社からの地方創生応援寄附金 2, 5 6 0 万円及び市内 1 事業者から災害等対策寄附金として 1 0 0 万円の御寄附を頂いたものであります。

18 款繰入金 6 6 5 万 7, 0 0 0 円の増額は、都市計画事業の認可を受けた尾鷲都市計画火葬場事業の本年度事業費に対する都市計画事業基金繰入金 5 0 0 万円及び前年度精算金として、国民健康保険事業会計から 1 5 4 万円、後期高齢者医療事業会計から 1 1 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19 款繰越金 2 億 9, 3 9 4 万 4, 0 0 0 円の増額は、令和 2 年度決算に伴う繰越金であります。

20 款諸収入 6 1 9 万 6, 0 0 0 円の増額は、受託造林事業収入 6 8 2 万 8, 0 0 0 円の増額が主なものであります。

21 款市債 3, 3 6 0 万円の減額は、令和 3 年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の確定による 4, 5 9 0 万円の減額、一般林道整備事業債 7 0 0 万円の増額等が主なものであります。

次に、歳出であります。

3 ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページを御覧ください。

総務費の財産管理費は、基金積立金として、今補正に伴う財政調整基金積立金 5 億 3, 9 0 9 万 8, 0 0 0 円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し及び災害等対策基金積立金 1 0 0 万円の追加であります。

コミュニティーセンター費は、現在、故障により仮設空調機で対応している梶賀コミュニティーセンターの空調設備改修工事請負費 4 2 8 万 7, 0 0 0 円の追加であります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、老人福祉費では、聖光園事務室・面会室空調設備改修工事請負費 1 4 8 万 5, 0 0 0 円の追加、児童措置費では、各保育園等への新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金 2 5 0 万 1, 0 0 0 円の追加が主なものであります。

5 ページを御覧ください。

衛生費は、下水道整備費で中川・矢の浜幹線下水路浚渫工事請負費400万円の追加が主なものであります。

農林水産業費は、林道開設改良費で、林道大根須賀利線舗装工事請負費700万円の追加、管理費の市有林管理事業では、森林環境保全直接支援事業委託料462万円の減額、受託造林管理事業では、森林整備業務委託料672万円の増額、みんなの森プロジェクト事業では、森林整備業務委託料1,780万円及びみんなの森プロジェクト推進業務委託料671万円の追加が主なものであります。

また、漁港管理費では、漁港漂着物処理業務委託料202万円の追加、漁港建設費では、大曾根浦漁港西網干場舗装工事請負費310万円の追加であります。

商工費は、観光費で、開催中止決定に伴うウオーキング大会運営委託料160万円の皆減であります。

土木費は、道路新設改良費で、市内各所道路改良工事請負費1,500万円の増額、住宅管理費で、避難路沿道建築物耐震診断補助金220万円の追加であります。

消防費は、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金168万1,000円の減額であります。

6ページを御覧ください。

教育費は、事務局費で、タブレットパソコンを自宅で利用する際にかかる授業目的公衆送信補償金6万9,000円の追加が主なものであります。

公債費は、令和2年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で144万6,000円の増額、公債費利子で564万3,000円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

7ページを御覧ください。

追加2件は、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園指定管理料及び尾鷲市地域資源活用総合交流施設指定管理料で、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

8ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は4,213万9,000円を追加し、歳入歳出総額を22億8,083万1,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金4,145万7,000円の増額が主なものであります。

歳出は、基金積立金で、財政調整基金積立金1,984万7,000円の増額、諸支出金で、普通交付金前年度精算金2,050万8,000円の追加及び事業費等の精算による一般会計繰出金154万円の増額が主なものであります。

9ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は549万6,000円を追加し、歳入歳出総額を6億7,015万2,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金549万6,000円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金537万9,000円の増額、諸支出金で、事業費等の精算による一般会計への繰出金11万7,000円の増額であります。

10ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出では、医業外収益で、新型コロナウイルス感染症対策の補助金4億4,012万9,000円の増額及び尾鷲総合病院が行った医療従事者用新型コロナワクチン接種に対する委託金437万9,000円の増額により、4億4,450万8,000円の増額であります。

支出では、医業外費用で、控除対象外消費税の増額等により、73万1,000円の増額であります。

資本的収入及び支出では、収入で、医療機器整備事業債の増額により、企業債が1,610万円の増額であります。

支出では、関節鏡ビデオカメラシステム等医療機器購入費の増額による建設改良費1,615万1,000円の増額であります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。

1件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

MR I更新事業につきましては、平成18年に更新し稼働しているMR Iが本年度で保守が終了することから、令和4年度早々の稼働を目指し、本年度中に機器購入及び保守の契約をするため、計上するものであります。

以上をもちまして、議案第47号「尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」から、議案第53号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの7議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書の12ページを御覧ください。

議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、14ページの議案第56号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであり、後ほど会計管理者から説明いたさせます。

また、15ページの議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と、16ページの議案第58号「令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第30号第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から後ほど説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

次に、議案書17ページを御覧ください。

議案第59号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域における計画的な対策を実施するため、令和13年3月31日までの10年間を期限とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、本市において5年間を計画期間とする尾鷲市過疎地域持続的発展計画を定めるため、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、18ページの議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」につきましては、これまでの計画の策定から10年余りを経過し、本市を取り巻く社会情勢も刻々と変化しており、市民が安全で誰もが快適に暮らせるまちを目指し、現状を踏まえた様々な課題に対応できる方策を具体的に検討、推進していかなければならないことから、現行のマスタープランを見直し、本市が東紀州の中心的な広域交流拠点都市として発展し、市民参加の下、中心市街地や集落などが持つ独自の個性を育みながら活性化していくための計画を策定するため、尾鷲市議会基本条例第9条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第59号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」及び議案第60号「尾鷲市都市計画マスタープランについて」の2議案の説明とさせていただきます。

それでは、会計管理者、病院事務長及び水道部長より、各会計の決算の認定等

について説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 平山会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長（平山始君）登壇〕

会計管理者兼会計課長（平山始君） それでは、議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第56号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案につきまして、令和2年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれ決算概要を説明いたします。

1 ページを御覧ください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。各会計別に見てみますと、一般会計では、歳入歳出ともに予算現額は同額の134億7,643万9,000円に対し、歳入決算額は134億3,802万6,925円、予算現額に対する収入率は99.7%であります。

歳出決算額は131億2,702万139円で、執行率は97.4%となり、歳入歳出差引残額は3億1,100万6,786円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出ともに予算現額は同額の23億732万6,000円に対し、歳入決算額は22億7,948万3,188円、予算現額に対する収入率は98.7%であります。

歳出決算額は22億3,802万4,973円、執行率は96.9%、歳入歳出差引残額は4,145万8,215円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出ともに予算現額は同額の6億4,401万6,000円に対し、歳入決算額は6億4,454万1,363円、予算現額に対する収入率は100%であります。

歳出決算額は6億3,904万4,494円、執行率は99.2%、歳入歳出差引残額は549万6,869円であります。

以上、令和2年度の決算総額は、予算現額164億2,778万1,000円に対し、歳入決算額は163億6,205万1,476円、予算現額に対する収入率は99.5%であります。

歳出決算額は160億408万9,606円、執行率は97.4%、歳入歳出差引残額は3億5,796万1,870円であります。

次に、2 ページを御覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から、区分4の翌年度へ繰越しす

べき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越しすべき財源の繰越明許費繰越額が1,706万1,000円でございますので、これを差し引いた2億9,394万5,786円が実質収支額となり、令和3年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額1,706万1,000円は、本年6月18日に開会されました令和3年度第6回臨時会の報告第1号にて報告させていただきました令和2年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額8,387万2,000円の財源内訳における一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越しすべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページを御覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により、各款別の主なものについて御説明いたします。

まず、1款市税は、予算現額19億5,096万7,000円に対し、調定額は21億663万4,327円、収入済額は19億9,677万5,750円、一般会計収入済額全体（構成比）で14.9%を占めております。前年度との比較は2,352万1,817円の減少となっており、その主な要因は、市民税及び市たばこ税の減収であります。不納欠損額は252万4,538円、前年度との比較は322万7,205円の減少であります。収入未済額は1億733万3,994円、前年度との比較は1,791万5,463円の増加であり、収納率は94.7%であります。

2款地方譲与税の収入済額は7,787万2,000円、前年度との比較は1,369万3,995円の増加であります。これは、森林環境譲与税の増加によるものであります。

次、3款利子割交付金の収入済額は213万3,000円、前年度との比較は7万6,000円の増加であります。

4款配当割交付金の収入済額は989万6,000円、前年度との比較は63万1,000円の減少であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は1,068万8,000円、前年度との比較は493万5,000円の増加であります。

6款法人事業税交付金は、平成31年度税制改正に伴い新設された科目で、収

入済額は1,061万5,000円であります。

7款地方消費税交付金の収入済額は4億66万5,000円、前年度との比較は7,157万1,000円の増加であります。次の自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税の廃止、環境性能割の導入に伴い、廃止となっております。

8款環境性能割交付金の収入済額は585万5,313円、前年度との比較は313万1,313円の増加であります。

次に、5、6ページを御覧ください。

9款地方特例交付金の収入済額は1,139万4,000円、前年度との比較は1,026万円の減少であります。これは、子ども・子育て支援臨時交付金の皆減が要因であります。

10款地方交付税の収入済額は38億7,285万9,000円、一般会計収入済額全体の28.8%を占めております。前年度との比較は4,257万2,000円の増加であります。

11款交通安全対策特別交付金の収入済額は1,770万円、前年度との比較は21万5,000円の減少であります。

次に、12款分担金及び負担金の収入済額は7,771万6,863円、前年度との比較は4,121万6,139円の減少であります。不納欠損額は240万8,380円で、全額、保育所入所保護者負担金の過年度分であります。収入未済額は249万5,960円、主なものは、保育所入所保護者負担金240万6,000円であります。

13款使用料及び手数料の収入済額は1億1,330万174円、前年度との比較は635万4,162円の減少であります。不納欠損額は18万1,300円で、し尿処理手数料過年度分9万6,300円、幼稚園保育料過年度分として8万5,000円あります。収入未済額は794万5,586円、主なものは、市営住宅使用料が755万4,400円、し尿処理手数料が37万4,500円あります。

14款国庫支出金の収入済額は33億6,265万1,812円、前年度との比較は24億1,951万1,092円の増加であります。これは主に、民生費国庫負担金及び総務費国庫補助金の増加によるものであります。

15款県支出金の収入済額は5億6,320万8,724円、前年度との比較は3,075万3,600円の増加であります。これは主に、民生費県負担金及び農林水産業費県補助金の増加によるものであります。

次に、7、8ページを御覧ください。

16款財産収入の収入済額は4,001万4,696円、前年度との比較は4,428万3,984円の減少であります。これは、不動産売払収入等の減少によるものであります。

17款寄附金の収入済額は4億2,983万5,101円、前年度との比較は2億8,647万7,770円の増加であります。これは、ふるさと寄附金制度による寄附金、ふるさと納税の総務費寄附金の増加が主な要因であります。

18款繰入金の収入済額は11億2,713万2,309円、前年度との比較は2億7,685万9,678円の増加であります。これは、財政調整基金繰入金の増加が主な要因であります。

19款繰越金の収入済額は1億9,317万6,596円で、前年度との比較は2,602万9,795円の減少であります。

20款諸収入の収入済額は1億5,776万7,587円、前年度との比較は2,436万1,951円の減少であり、これは、雑入の民生費雑入の増加及び農林水産業費雑入の減少が主な要因であります。不納欠損額は86万5,530円で、民生費雑入の生活保護法第63条及び78条による返還金過年度分であります。収入未済額は1,147万1,664円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が66万7,500円、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が1,080万4,164円であります。

次に、21款市債の収入済額は9億7,270万円、前年度との比較は5,550万円の増加であります。これは、総務債の増加によることが主な要因であり、目別の増減につきましては備考欄のとおりでございます。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額134億7,643万9,000円に對しまして、調定額135億7,325万3,922円、収入済額は134億3,802万6,925円、前年度との比較は30億2,789万773円の増加となり、不納欠損額は597万9,793円、収入未済額は1億2,924万7,204円、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は99.7%、調定に対する収入割合は99%であります。

一般会計歳入の款別決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額の比較で、各節増減額の50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の31ページから34ページにか

けて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、9、10ページを御覧ください。

一般会計歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについて御説明いたします。

1款議会費は、支出済額1億1,503万7,120円で、前年度との比較は140万371円の減少であります。この主な要因は、議員報酬等における議員報酬、共済費等の減少によるものであります。執行率は96.8%であります。

2款総務費は、支出済額47億8,625万3,843円、前年度との比較は25億5,449万9,933円の増加であります。この主な要因は、総務管理費における特別定額給付金などの諸費の増加によるものであります。翌年度繰越額403万7,000円は、損害賠償請求事件における報償費52万8,000円、尾鷲市港まちづくりビジョン作成事業350万9,000円であります。執行率は96.8%であります。

次に、3款民生費は、支出済額33億1,968万7,210円、前年度との比較は9,786万5,867円の増加であります。この主な要因は、児童福祉費における児童措置費の増加によるものであります。執行率は98.7%であります。

4款衛生費は、支出済額14億5,283万9,929円、前年度との比較は4,869万1,652円の増加であります。この主な要因は、上水道費の増加によるものであります。翌年度繰越額1,337万円は、感染症予防対策事業であります。執行率は97.4%であります。

次に、11、12ページを御覧ください。

5款農林水産業費は、支出済額2億9,508万5,587円、前年度との比較は1,421万6,185円の増加であります。この主な要因は、水産業費における漁港建設費の増加によるものであります。執行率は96.4%であります。

次に、6款商工費は、支出済額3億7,472万4,520円、前年度との比較は2億5,948万8,777円の増加であります。この主な要因は、商工費におけるプレミアム付商品券発行事業等の商工振興費の増加によるものであります。執行率は98.5%であります。

7款土木費は、支出済額3億6,328万6,796円、前年度との比較は3,367万4,295円の増加であります。この主な要因は、道路橋梁総務費の増加によるものであります。翌年度繰越額3,014万円は、上岡第一陸橋外2橋維持修繕事業833万8,000円、急傾斜地崩壊対策事業982万3,000円、

尾鷲市都市計画マスタープラン見直し事業 1,197万9,000円であります。執行率は90.5%であります。

8款消防費は、支出済額4億7,627万7,085円、前年度との比較は1,218万4,350円の減少であります。この主な要因は、消防費における非常備消防費の減少によるものであります。消防費の執行率につきましては、98.2%であります。

9款教育費は、支出済額6億6,309万508円、前年度との比較は5,286万4,666円の減少であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費の減少によるものであります。翌年度繰越額3,632万5,000円は、尾鷲中学校トイレ改修事業3,599万2,000円と成人式事業33万3,000円であります。執行率は90.6%であります。

次に、13、14ページを御覧ください。

10款の災害復旧費は、支出済額4,061万3,100円、前年度との比較は2,503万8,200円の減少であります。この主な要因は、公共土木施設災害復旧費の減少によるものであります。執行率は97.4%であります。

11款公債費は、支出済額12億4,012万4,441円、前年度との比較は688万8,539円の減少であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額134億7,643万9,000円に対し、支出済額は131億2,702万139円で、前年度との比較は29億1,006万583円の増加であります。翌年度繰越額は8,387万2,000円、不用額は2億6,554万6,861円、執行率は97.4%であります。

なお、この一般会計の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を35ページから42ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページから20ページにつきましては、令和2年度一般会計の各種資料であります。

15、16ページにつきましては、一般会計歳入歳出款別の決算額を円グラフで表したものの、17、18ページにつきましては、一般会計の決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものの、また、19、20ページにつきましては、平成17年度からの国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院・水道事業の企業会計並びに消防・

広域連合などの一部事務組合等への負担金について支出状況をまとめたものですので、こちらも後ほど御参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について御説明いたします。

21、22ページを御覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額3億7,413万4,000円に対し、調定額は4億6,778万6,434円、収入済額は3億7,992万4,472円で、本特別会計収入済額全体の16.7%を占めております。前年度との比較は、3,246万2,781円の増加であります。詳細は備考欄のとおりであります。不納欠損額は132万1,026円、前年度との比較は180万5,924円の減少であります。収入未済額は8,654万936円、前年度より321万7,302円の増加であります。収入率は101.5%、収納率は81.2%であります。

次に、2款国庫支出金は、収入済額501万2,000円、前年度との比較は381万9,000円の増加であります。この主な要因は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等の増加であります。

3款県支出金の収入済額は16億3,705万1,595円、本特別会計収入済額全体の71.8%を占めております。前年度との比較は1億989万4,392円の減少であります。この主な要因は、普通交付金等の減少によるものであります。

4款財産収入は、基金運用収入8,000円であります。

5款繰入金は、収入済額2億1,519万3,148円、前年度との比較は6,177万9,486円の減少であります。この主な要因は、国保財政調整基金繰入金等の減少であります。

6款繰越金は、前年度からの繰越金3,747万9,036円であります。

7款諸収入は、収入済額481万4,937円、一般分第三者納付金の収入であります。前年度との比較は610万8,245円の減少であります。収入未済額9万3,123円は、雑入の一般分医療費返納金であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入の合計は、予算現額23億732万6,000円に対し、調定額23億6,743万8,273円、収入済額22億7,948万3,188円、不納欠損額132万1,026円、収入未済額は8,663万4,059円あります。収入率は98.7%、収納率につきましては96.

2%であります。

次に、23、24ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,408万8,323円、前年度との比較は374万1,601円の減少であります。執行率は96.7%であります。

2款の保険給付費は、支出済額15億5,262万9,404円、支出済額全体の69.4%を占めております。前年度との比較は1億1,546万8,808円の減少であります。この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の減少によるものであります。執行率は95.9%であります。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額5億4,584万9,550円、前年度との比較は3,531万7,398円の減少であります。この主な要因は、一般被保険者医療給付費分納付金の減少によるものであります。執行率は99.9%であります。

4款共同事業拠出金は、支出済額240円であります。

5款保健事業費は、支出済額2,697万5,861円、前年度との比較は321万6,373円の増加であります。この主な要因は、特定健康診査等事業費の増加によるものであります。執行率は96.6%であります。

次、6款基金積立金は、支出済額4,396万6,000円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は1,259万5,000円の増加であります。

7款公債費につきましては、不執行であります。

次に、25、26ページを御覧ください。

8款諸支出金は、支出済額1,454万5,595円、前年度との比較は612万8,018円の減少であります。この主な要因は、一般会計繰出金の減少によるものであります。執行率は91.9%であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出の合計は、予算現額23億732万6,000円に対しまして、支出済額は22億3,802万4,973円、前年度との比較は1億4,484万4,682円の減少であります。不用額は6,930万1,027円、執行率は96.9%であります。

なお、こちらも歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、43、44ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算額調について御説明いたします。

27、28ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億1,274万5,000円に対し、調定額は2億1,799万1,101円、収入済額は2億1,428万1,251円、本特別会計収入済額全体の33.2%を占めております。前年度との比較は958万6,920円の増加であります。この主な要因は、特別徴収保険料の増加によるものであります。収入率は100.7%、収納率は98.2%であります。不納欠損額は12万9,199円、収入未済額は358万651円であります。

2款繰入金の収入済額は4億2,547万1,547円、前年度との比較は1,526万2,510円の増加であります。この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3款の繰越金の収入済額は460万3,765円で、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入の収入済額は1万9,800円、前年度との比較は1,509万5,577円の減少であります。この主な要因は、前年度精算金の減少によるものであります。

次に、5款国庫支出金の収入済額は16万5,000円で、高齢者医療制度円滑運営事業補助金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額6億4,401万6,000円に対し、調定額は6億4,825万1,213円、収入済額は6億4,454万1,363円、不納欠損額12万9,199円、収入未済額358万651円、収入率は100%、収納率は99.4%となりました。

次に、29、30ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費の支出済額は8,352万2,426円、前年度との比較は293万9,467円の減少で、執行率は96.7%であります。

2款広域連合負担金の支出済額は6億2,433万5,707円、支出総額の97.7%を占めております。前年度との比較は1,967万7,942円の増加で、この主な要因は、療養給付費負担金の増加によるものであります。執行率は99.3%であります。

3款諸支出金の支出済額は635万6,361円、前年度との比較は993万8,953円の減少で、この要因は、一般会計繰出金の減少であります。執行率

は 88.4%であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 6 億 4,401 万 6,000 円に対しまして、支出済額 6 億 3,904 万 4,494 円、不用額 497 万 1,506 円、執行率は 99.2%であります。

なお、歳入歳出各節の 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、47、48 ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上をもちまして、議案第 54 号「令和 2 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第 56 号「令和 2 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 3 議案の説明とさせていただきます。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書につきましても後ほど御参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきまして御説明いたしますので、何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） ここで換気のため休憩をいたします。再開は 11 時 30 分からといたします。

〔休憩 午前 11 時 18 分〕

〔再開 午前 11 時 29 分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐野病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 議案第 57 号「令和 2 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして御説明いたします。

まず、決算の御説明の前に、令和 2 年度の病院稼働状況について説明申し上げます。

令和 2 年度尾鷲市病院事業会計決算書の 19 ページの業務、1、業務量、（1）稼働状況を御覧ください。

令和 2 年度の入院の延べ患者数は、一般病床が 3 万 8,641 人、療養病床が 1 万 3,446 人、合計 5 万 2,087 人で、前年度と比較して 1 万 4,091 人減少しております。

また、病床利用率は、一般病床の病床数 199 床に対して 53.2%、地域包括ケア病棟の療養病床数 56 床に対して 65.8%、全体の病床利用率は 56% で、前年度の利用率と比較して 14.9 ポイントの減となっております。

外来の延べ患者数は8万5,104人で、前年度と比較して8,161人減少しております。

次に、20、21ページを御覧ください。

(2) 科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、小児科で12人、眼科で147人、泌尿器科で189人増加しておりますが、内科で9,190人、外科が4,332人、整形外科が639人、産婦人科が177人、皮膚科が101人減少しております。

また、外来では、精神科が17人増加しておりますが、内科が2,085人、脳神経内科が431人、外科が1,659人、脳神経外科が337人、整形外科が1,550人、小児科が848人、産婦人科が183人、耳鼻咽喉科が393人、眼科が343人、皮膚科が303人、泌尿器科が40人、放射線科が6人減少しております。

それでは、令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について御説明いたします。

1、2ページを御覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款病院事業収益の予算額43億5,240万2,000円に対し、決算額は44億8,133万6,561円で、予算額に比べ1億2,893万4,561円の増であります。

次に、支出では、第1款病院事業費用の予算額40億2,142万7,000円に対し、決算額は39億6,120万2,830円で、不用額は6,022万4,170円であります。

次に、3、4ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入の予算額3億7,131万9,000円に対し、決算額は3億7,137万8,000円で、予算額に比べ5万9,000円の増であります。

次に、支出では、第1款資本的支出の予算額5億1,828万1,000円に対し、決算額は5億541万4,404円で、不用額は1,286万6,596円であります。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額1億3,403万6,404円につきましては、全額、一時借入金で措置をしております。

次に、5、6ページの損益計算書を御覧ください。

1、医業収益は32億9,404万8,243円、2、医業費用は37億4,6

86万5,213円で、医業損失は4億5,281万6,970円であります。

3、医業外収益は11億7,166万6,042円、4、医業外費用は1億9,490万4,195円で、医業外収支は9億7,676万1,847円であります。この額から医業損失を差し引いた5億2,394万4,877円が経常利益であります。

5、特別利益は632万7,354円、6、特別損失は1,200万円で、経常利益からこの収支差を差し引いた当年度純利益は5億1,827万2,231円あります。これに、前年度繰越欠損金28億6,712万972円を差し引いた当年度未処理欠損金は23億4,884万8,741円となり、この額を翌年度に繰越するものでございます。

次に、7、8ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円あります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ3,130万9,412円、1,827万6,650円、1億6,696万3,762円あります。

その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金1,131万7,000円により、当年度末残高は26億929万7,421円あります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は28億2,584万7,245円あります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益5億1,827万2,231円により、当年度末残高はマイナス23億4,884万8,741円あります。

次に、7ページ下段の欠損金処理計算書を御覧ください。

いずれも当年度処分額はありませので、資本金の処分後残高は2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は28億2,584万7,245円、未処理欠損金の処分後残高はマイナス23億4,884万8,741円あります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、9ページ、資産の部を御覧ください。

1、固定資産の(1)有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた28億3,643万1,669円あります。

(2)無形固定資産は327万9,200円あります。

(3) 投資その他の資産は635万2,660円で、これら固定資産合計は28億4,606万3,529円であります。

次に、2、流動資産は(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品を合わせた流動資産合計8億6,711万6,615円であります。固定資産、流動資産を合わせた資産合計は37億1,318万144円であります。

次に、10ページ、負債の部を御覧ください。

3、固定負債の(1)企業債は、令和4年度以降償還予定の企業債15億5,221万2,530円であります。

(2)引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した4億4,248万2,430円で、固定負債合計は19億9,469万4,960円であります。

4、流動負債の(1)一時借入金は1億4,000万円で、前年度と比較して2億1,000万円の減であります。

(2)企業債は、令和3年度償還予定の3億4,911万7,908円でありませす。

(3)未払金は1億7,219万6,767円であります。

(4)引当金は、イ、賞与引当金、ロ、法定福利費引当金で、引当金合計は1億2,974万8,168円であります。

(5)その他流動負債は1,934万4,904円で、流動負債合計は8億1,040万7,747円であります。

5、繰延収益は、収益化累計額を差引きした長期前受金が2億3,022万2,838円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は30億3,532万5,545円であります。

次に、11ページ、資本の部を御覧ください。

6、資本金は2億85万6,095円であります。

7、剰余金の(1)資本剰余金は、イ、受贈財産評価額、ロ、寄附金、ハ、国県補助金、ニ、その他資本剰余金を合計した28億2,584万7,245円であります。

(2)欠損金は、イ、当年度未処理欠損金と同額の23億4,884万8,741円となり、これを資本剰余金から差し引いた4億7,699万8,504円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は6億7,785万4,599円、負債の部と合わせた負債資本合計は37億1,318万144円で、9ページの資産合計

額と同額であります。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

以上が議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の14ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、神保水道部長より提案説明を求めます。

神保水道部長。

〔水道部長（神保崇君）登壇〕

水道部長（神保崇君） 議案第58号「令和2年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして御説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、令和2年度の水道事業の概況について御説明申し上げます。

決算書の13ページを御覧ください。

令和2年度の給水戸数は9,188戸で、前年度に比べ102戸の減であり、普及率は99.9%でございます。

年間総給水量は346万5,842立方メートル、前年度と比較すると給水量で14万8,884立方メートルの減、有収水量で428立方メートルの増となっております。有収水量増加は、継続して実施している漏水修繕による漏水量の減少が主な原因と考えております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において大曾根、北浦東町、泉町地内の配水管布設替工事を実施いたしました。

簡易水道においては、三木里、須賀利、梶賀、賀田地内の配水管布設替工事及び九鬼地内配水管改良工事、賀田第2加圧ポンプ場設備取替工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、事業収益4億8,289万7,113円に対し、事業費用4億5,740万3,657円で、差引き2,549万3,456円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

決算書の1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款水道事業収益、予算額5億

1,632万2,000円に対し、決算額は5億2,388万3,858円で、予算額を756万1,858円上回っております。

次に、支出の第1款水道事業費用、予算額5億309万円に対し、決算額は4億9,143万4,210円で、1,165万5,790円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入、予算額6,324万7,000円に対し、決算額は6,390万7,800円で、予算額より66万800円上回っております。

次に、支出の第1款資本的支出、予算額3億1,396万6,000円に対し、決算額は3億1,203万4,875円であり、不用額は193万1,125円となりました。資本的収支において収入額が支出額に対して不足する額2億4,812万7,075円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額684万8,141円、当年度分損益勘定留保資金1億9,625万4,082円、減債積立金4,502万4,852円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

営業収益4億1,159万739円から、営業費用4億1,181万7,239円を差し引いた22万6,500円が営業損失で、これに営業外収益7,130万6,374円を加え、営業外費用4,541万4,764円を減額しますと、経常利益は2,566万5,110円となります。この経常利益から特別損失17万1,654円を減額した2,549万3,456円が当年度純利益となります。

これに前年度繰越利益剰余金3億4,487万8,882円と減債積立金の取崩しにより発生するその他未処分利益剰余金変動額4,502万4,852円を加えた4億1,539万7,190円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書を御覧ください。

資本金当年度末残高は19億8,905万4,695円となっております。剰余金のうち、資本剰余金につきましては、前年度末残高と同額の4,682万388円となります。利益剰余金の部では、減債積立金は、補填財源として使用した4,502万4,852円を減額した1億2,553万5,327円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が未処分利益剰余金に計上されております。

建設改良積立金は、前年度末残高と同額となります。未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金4

億 1,539 万 7,190 円で、利益剰余金合計は 6 億 1,736 万 8,473 円となります。

次に、7 ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括して御審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金 4 億 1,539 万 7,190 円のうち、減債積立金として 7,000 万円を積み立て、減債積立金の取崩しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分 4,502 万 4,852 円を資本金へ組み入れ、残額の 3 億 37 万 2,338 円を翌年度へ繰越しするものでございます。

次に、8 ページから 10 ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、8 ページの資産の部であります。固定資産は、有形固定資産から投資その他資産までの合計で、49 億 5,926 万 7,419 円であります。

流動資産は、現金預金からその他流動資産までの合計で 7 億 4,134 万 7,811 円で、資産合計は 57 億 61 万 5,230 円となります。

次に、9 ページの負債の部であります。固定負債は、企業債と引当金の合計で、24 億 250 万 6,831 円となります。

流動負債は、企業債からその他流動負債までの合計 3 億 217 万 5,534 円となり、繰延収益 3 億 4,268 万 9,309 円を合わせた負債合計は 30 億 4,737 万 1,674 円となります。

次に、10 ページの資本の部であります。資本金は 19 億 8,905 万 4,695 円となり、剰余金は、資本剰余金と利益剰余金の合計 6 億 6,418 万 8,861 円で、合わせた資本合計は 26 億 5,324 万 3,556 円となります。

負債資本の合計は 57 億 61 万 5,230 円となり、8 ページ下段資産合計と額が一致しております。

次の 11、12 ページは、会計処理の基準及び手続を明示しております。

以上で議案第 58 号「令和 2 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の説明といたします。

なお、決算書の 13 ページから 30 ページまで決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議お願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第 18、議案第 61 号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、人事案件について説明いたします。

議案書の19ページを御覧ください。

議案第61号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、濱口精幸氏の任期が本年10月8日に満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している田中利保氏を新しく任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(三鬼和昭議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第18、議案第61号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼和昭議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第61号については原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第19、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」から、日程第21、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの諮問3件を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(三鬼和昭議員) ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、諮問第2号から諮問第4号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして説明いたします。

議案書の21ページから27ページまでを御覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されておりますが、そのうち3人の委員が本年12月31日に任期満了となることから、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある田中利保氏、森浦涼子氏を新たに推薦し、平山泉氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(三鬼和昭議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問は、委員会への付託を省略することにいたします。

ここで、正午の時報のため中断いたします。

[休憩 午前11時59分]

[再開 午後0時00分]

議長(三鬼和昭議員) 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第19、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第2号につきましては原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第20、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第3号については原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第21、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第4号については原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第22、報告第5号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の28ページを御覧ください。

報告第5号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号）」につきまして説明いたします。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第7号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,281万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億3,294万1,000円とするものであります。

3ページを御覧ください。

歳入は、15款県支出金で、三重県知事選挙執行委託金1,281万5,000円の追加であります。

4ページを御覧ください。

歳出は、2款総務費、4項選挙費で、三重県知事選挙に係る経費として1,281万5,000円の追加であります。

以上をもちまして、報告第5号「専決処分事項の承認について（令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号）」の説明とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第22、報告第5号「専決処分事項の承認について(令和3年度尾鷲市一般会計補正予算第7号)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第5号は承認されました。

次に、日程第23、報告第6号「令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の報告について」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、議案書の30ページを御覧ください。

報告第6号「令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の報告について」につきまして説明いたします。

これにつきましては、本市の令和2年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、31ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

以上をもちまして、報告第6号「令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の報告について」についての説明とさせていただきます。

議長(三鬼和昭議員) 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

日程第24、選挙第7号「三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項による指名推選にいたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名につきましては、議長において指名いたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員には、下村新吾副市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました下村新吾副市長を、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、下村新吾副市長が三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま三重県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました下村新吾副市長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日9月10日から15日までを休会とし、16日木曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時10分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 内 山 左 和 子

署 名 議 員 中 村 レ イ